

とくてい の びょうき や しょうがい を りゆう に、
こ ども が できなくなる 手術 など を うけた 人は、

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」 に 基づき

くに から お金 を うけとる こと が できます。

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」について

へいせい ねん がつ か ほうりつ
○平成 31年 4月 24日 に 法律 が できました。

○この 法律 には、本人 の 気持ち を きかれる こと なく
こ ども が できなくなる 手術 など を うけ、こころ や
からだ に 大きな 苦しみ や 痛み を うけた こと に
ついて おわび すると かねて あります。

○この 法律 は、こ ども が できなくなる 手術 など を
うけた 人 に、お金 を 払う と さだめて います。

せいきゅう きげん
請求 期限

れいわ ねん がつ にち
令和11年4月23日

はや
お早め に
そうざん
相談 して
ください



きゅうゆうせいほ ごほう そうだんまどぐち
旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくか
場所：大分県 健康政策・感染症対策課

うけつけ じかん
受付 時間

8：30～17：15

げつよう きんよう
月曜 から 金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始

でんわ そうだん せんよう
電話相談 (専用)

097-506-2760

メール 相談 (専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735

そくだんまどぐち き さき れんらく
*相談窓口 に 来たい ときは 先に 連絡 を してください。
しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
手話通訳・車椅子 など 必要な 方は おしらせ ください。



おおいたけん
大分県
ホームページ



かね

ひと

お金をうけとることができるのは、どのような人ですか。

- ◇昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、
 - ・子どもができなくなる手術をうけた人
 - ・子どもができなくなるように放射線をあてられた人
- です。



かね

てつづき

お金をうけとる手続のしかたや、わからないことは、どこでおしえてくれますか。

- ◇わからないことは、旧優生保護法相談窓口にきいてください。
連絡先はおもて側に かいて います。
- ◇だれか、手伝ってくれる人がいなくても 安心して 相談 してください。



かね

ほうほう

お金をうけとるための方法

①

請求書をかきます
※相談窓口にあります

②

手続に必要な資料をあつめます
※必要な資料は
相談窓口で説明します

資料の例

- ・手術をうけたことがわかる診断書
- ・障害者手帳のコピー など

③

大分県庁の窓口
①請求書と②資料
を だします

請求書や資料は、
郵便でだすことができます。



請求書などをおくるところ>

〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部
健康政策・感染症対策課
旧優生保護法相談窓口 へ